

## 料金收受業務に関する監督及び検査要領

(平成19年1月4日制定・平成19年要領第 12号)

改正 平成21年3月13日制定・平成21年要領第 15号 (イ)

改正 平成27年7月 1日制定・平成27年要領第189号 (ロ)

### 目 次

第1章 総則 (第1条～第3条)

第2章 監督 (第4条～第8条)

第3章 競争契約における検査 (第9条～第17条) (ロ)

第4章 グループ契約における検査 (第18条～第23条) (ロ)

第5章 業務の実施 (第24条～第25条)

第6章 その他 (第26条)

附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要領は、西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が締結した料金收受業務（以下「業務」という。）の契約の履行に係る監督及び検査に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって業務の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。(ロ)

### (監督員等)

第2条 契約責任者（西日本高速道路株式会社契約規程（（平成17年規程第13号）以下「契約規程」という。）第5条第1項第1号ならびに西日本高速道路株式会社内部取引規程（平成26年規程第2号。以下「内部取引規程」という。）第4条第1項第一号）に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、補助者として業務の履行を監督するため、次の表のとおり監督員を置く。(ロ)

| 職 務 の 範 囲                                     | 職 名        |
|---|------------|
| 高速道路事務所の所掌に係る業務の委託契約の履行の監督事務。                 | 高速道路事務所の所長 |
| 管理事務所の所掌に係る業務の委託契約の履行の監督事務。                   | 管理事務所の所長   |
| 管理及び料金徴収に関する事務を分掌する工事事務所の所掌に係る業務の委託契約の履行の監督事務 | 事務所の所長     |

2 監督員は事務を補助させるため、次の表のとおり副監督員及び補助監督員（以下「副監督員等」という。）を置く。

| 監督員        | 副監督員 | 補助監督員   |
|------------|------|---|
| 高速道路事務所の所長 | 副所長  | 料金サービス課長（他に任命する場合は、監督員の所属する事務所等社員のうちから監督員が任命する） |
| 管理事務所の所長   |      |   |
| 事務所の所長     |      |   |

（検査員）

第3条 検査責任者（西日本高速道路株式会社契約規程（平成17年10月1日。以下「契約規程」という。）第5条第1項第2号に規定する検査責任者をいう。以下同じ。）は、補助者として業務の検査をするための検査員を任命（別記第様式1号）するものとする。

2 検査責任者は自己の所属する支社等の社員又は支社等の所轄する高速道路事務所、管理事務所並びに管理及び料金徴収に関する事務を分掌する事務所（以下「事務所等」という。）の社員のうちから検査員を任命するものとする。（ロ）

ただし、契約規程第6条第1項第4号の規定に基づく契約（以下「グループ契約」という。）の場合は、補助者として業務の検査をするために監督員を検査員として任命するものとする。（ロ）

3 検査責任者は、必要があるときは、自己の所属する支社等以外の支社等の長の同意を得て、当該他の支社等の検査責任者に、検査の協力を依頼することができる。この場合において、依頼を受けた検査責任者は、自己の所属する支社等の社員又は自己の所属する支社等の所轄する事務所等の社員のうちから検査員を任命するものとする。

4 検査責任者は、当該業務の監督事務に従事する社員の所属する事務所等以外の社員のうち、原則として2名以上を検査員に任命し、そのうち1名を主任検査員として検査に関する事務について他の検査員を総括させるものとする。

## 第2章 監督

（監督員等の任務）

第4条 監督員及び副監督員等（以下「監督員等」という。）は、契約書、仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）、業務内容確認書及びその他これらを補足する書類（以下「契約書類」という。）に基づき、業務が完全に履行されるよう監督を行うものとし、受注者（契約書に規定する総括業務責任者を含む。以下同

じ。) に対し報告を求め、又は事務処理状況を調査し、若しくは検査するとともに必要な指示を与えなければならない。(ロ)

(監督員の権限の委任)

第5条 監督員は、契約書類で規定された権限の一部を副監督員等に委任することができる。

(監督員等の通知)

第6条 契約責任者は、第2条に規定する監督員の氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。(ロ)

2 監督員は、第2条第2項の規定により副監督員等を指名したとき及び前条の規定により権限の一部を委任したときは、その者の氏名及びその権限の内容を受注者に通知しなければならない。副監督員等を変更したときも同様とする。(ロ)

(副監督員等の職務の代行)

第7条 副監督員等に事故のあるときは、監督員は第5条の規定に基づき副監督員等に委任した権限を解除し、その事務を自ら行うものとし、その旨を受注者に通知しなければならない。(ロ)

(書類の整備)

第8条 監督員は、次の各号に掲げる書類を整備して、事務所等に備え付けなければならない。

- 一 契約書(写し)
- 二 受注者料金收受業務処理要領
- 三 業務内容確認書
- 四 業務変更通知書
- 五 会社が貸与する不動産及び動産に関する書類
- 六 支給品受払簿
- 七 その他必要な帳簿又は書類

### 第3章 競争契約における検査

(検査の種類)

第9条 この要領において検査とは、実施業務部分検査、事前検査及び完了検査をいう。

2 実施業務部分検査は、部分払いを行う場合に部分払い対象実施業務の実施状況について行う検査をいう。

3 事前検査は、履行期間末日が年度末日になる業務において実施する検査であり、業務完了前の1ヶ月以内の検査時点までの業務全般に対して行う検査をいう。

4 完了検査は、業務完了後に事前検査日から履行期日末日までの業務全般に対して行う検査をいう。

#### (事前検査の依頼)

第10条 契約責任者は、事前検査を行おうとするときは、検査依頼書により、検査責任者に事前検査を依頼しなければならない。

2 検査責任者は、契約責任者から事前検査の依頼を受けたときは、事前検査を実施しなければならない。(ロ)

#### (監督員の行う検査)

第11条 第9条第2項に規定する実施業務部分検査及び第9条第4項に規定する事前検査後の完了検査については、第3条第2項、第3条第3項及び第3条第4項の規定にかかわらず、第2条第1項に規定する監督員を検査員とする。この場合において、検査責任者は、検査員の任命に係る辞令の交付は行わないものとする。

2 前項の検査については、第12条、第13条及び第15条の規定は適用しないものとする。

#### (任命書の呈示)

第12条 検査員は、検査を行うにあたり任命書を携帯し、検査に関わる者の要求があったときはこれを呈示しなければならない。

#### (検査に対する協力等)

第13条 検査員は、検査の実施のため必要があると認めたときは、監督員に書類及び物件の提示若しくは事実の説明を求め、又は人員、資器材等の提出について要求することができるものとする。

#### (検査の内容)

第14条 実施業務部分検査は、受注者から提出される業務報告書の内容確認を行うことにより実施する。(ロ)

2 事前検査は、受注者の立会のもとに、受注者から提出された書類等を対象に事前検査日までの業務の完了について検査するものとする。(ロ)

3 完了検査は、受注者から完了届が提出された日から10日以内に受注者の立会のもとに、受注者から提出された書類を対象に業務の完了について検査するものとする。

(ロ)

(立会)

第 15 条 検査員は、検査の際、監督員、副監督員又は補助監督員のいずれかを立会させなければならない。

(検査の復命)

第 16 条 検査員は、実施業務部分検査を行ったときは、実施業務部分検査調書（別記様式第 2 号）を、事前検査を行ったときは、事前検査調書（別記様式第 3 号）を、完了検査を行ったときは完了検査調書（別記様式第 4 号）をそれぞれ作成し、検査責任者に復命しなければならない。

(契約責任者への通知)

第 17 条 検査責任者は、前条の復命を受けたときは、速やかに審査のうえ、検査結果通知書に実施業務部分検査調書（別記様式第 2 号）、事前検査調書又は完了検査調書（別記様式第 3 号・別記様式第 4 号）をそれぞれ添付して、契約責任者に通知しなければならない。（ロ）

#### 第 4 章 グループ契約における検査

(グループ契約における検査の種類)

第 18 条 グループ契約における検査とは、前章によらず、定期業務の完了検査又は随時業務の完了検査（以下「定期又は随時検査」という。）をいう。（ロ）

2 定期業務の完了検査は、受注者が実施した定期業務に対する検査で、受注者から提出された検査願いに基づき行う検査をいう。（ロ）

3 随時業務の完了検査は、受注者が実施した随時業務に対する検査で、受注者から提出された検査願いに基づき行う検査をいう。（ロ）

(グループ契約における検査の内容)

第 19 条 定期又は随時検査は、受注者から完了通知兼検査願の提出をもとに日々の履行状況を踏まえ、業務の完了について検査するものとする。（ロ）

(検査の復命)

第 20 条 検査員は、定期又は随時検査を行ったときは、完了検査調書（別記様式第 5 号）をそれぞれ作成し、検査責任者に復命しなければならない。（ロ）

(契約責任者への通知)

第 21 条 検査責任者は、前条の復命を受けたときは、速やかに審査のうえ、検査結果通知書に完了検査調書（別記様式第 5 号）をそれぞれ添付して、契約責任者に報告しなければならない。（ロ）

(受注者への通知)

第 22 条 契約責任者は、前項の報告を受けたときは、実施業務認定書（別記様式第 6 号）を作成し、受注者へ通知するものとする。（ロ）

## 第 5 章 業務の実施

(監督業務)

第 23 条 監督員は、業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者に対し、次の各号に掲げる事項を遵守させるよう監督するものとする。

- 一 常に業務処理に必要な体制を確保するとともに、円滑な業務を実施すること。（ロ）
- 二 各種報告にあつては、書面により確実に実施すること。
- 三 会社が貸与した事務所建物、物品等及び会社が支給した物品を善良な管理者の注意をもって管理及び使用すること。
- 四 災害事故等に対する保安措置及びこれらの防止について万全を期すること。
- 五 契約書類に定められた事項を確実に履行すること。
- 六 個人情報を含む書類等の重要な情報について、料金所事務室の施錠、情報の適正な管理等を行わせ、漏洩がおきないようセキュリティの確保について指導監督すること。

(ロ)

2 監督員等は、受注者の立会いのもと、四半期に 1 回以上、次の各号に掲げる事項の確認を行わなければならない。（ロ）

- 一 収受金及び回数券販売金の額
- 二 受注者が実施する審査・監査の状況
- 三 その他監督員が必要と認めた事項

3 監督員は、前項の確認を実施したときは、料金収受業務履行状況調書（別記様式第 7 号）を作成し、検査責任者に提出しなければならない。ただし、グループ契約の場合は、検査責任者への提出を省略することができるものとする。（ロ）

(協議事項)

第 24 条 監督員等は、受注者の業務の実施に関し、必要があるとき及び受注者から協議を求められたときは、受注者と速やかに協議のうえ、対応方針を確認しなければならない。

2 副監督員等は、前項の規定により協議することが第5条で委任を受けた権限に該当しないときは、あらかじめ監督員の指示を受けなければならない。ただし、緊急を要する事項又は軽易な事項についてはこの限りでない。

3 監督員等は、業務の実施に支障を及ぼす重大な事象が発生し、又は発生する恐れのある場合は、直ちに受注者に適切な措置をとるよう請求しなければならない。ただし、緊急時で指示を与える暇がなく、受注者の判断で臨機の措置を行った場合は、その結果を速やかに報告を求めなければならない。

4 監督員等は、前各項の規定により受注者と協議する場合は、原則として業務内容確認書により行うとともに、後日、変更契約を要する場合は、業務変更通知書を取り交わさなければならない。ただし、緊急時で業務内容確認書により確認することが不適當な場合又は軽易な事項についてはこの限りでない。（ロ）

## 第6章 その他

（様式）

第25条 この要領において、書類の様式について定めが無いものにあつては、現に効力を有する規程、細則及び通達等で規定されている様式によるものとする。

## 附 則

1 この要領は、平成27年7月1日から実施する。

(別記様式第1号)

検 査 員 任 命 書

|                     |      |          |  |
|---------------------|------|----------|--|
|                     |      | 整理<br>番号 |  |
| (氏名)                | (現職) |          |  |
| (内容)                |      |          |  |
| <u>(業務名)</u>        |      |          |  |
| 主任検査員<br>の 検査員 を命ずる |      |          |  |
| 年 月 日               |      |          |  |
| 検査責任者<br>職 名 氏名 印   |      |          |  |









(別記様式第6号：標準様式例)

(受注者名) 殿

契約責任者(名)

定期(又は随時)実施業務認定書  
(業務名) \_\_\_\_\_

平成〇年〇月〇日に検査願いのあった標記業務の実施について検査した結果、業務の完了を認定したので通知します。

記

1. 今回定期(又は随時)業務部分金額 円
2. 業務実施金額累計 円
3. 業務完了認定期間 年 月 日から 年 月 日まで

以 上

(別記様式7号)

| 検査責任者 | サービス課長 | サービス課 |
|-------|--------|-------|
|       |        |       |

料金收受業務履行状況について

標記について、料金收受業務等に関する監督及び検査要領第●条の規定により検査を行ったので、報告します。

1. 対象料金所                    道路                    料金所                    ~                    道路                    料金所
2. 検査対象期間                年                    月分 ~                    年                    月分
3. 受注者名
4. 検査結果                    明細は別添写しのとおり

監督員

●●高速道路事務所長

印

(注) 本様式は、これを標準として、各支社毎の事情により契約責任者が定める。

(別記様式7号) グループ契約用

|     |
|-----|
| 監督員 |
|     |

料金收受業務履行状況について

標記について、料金收受業務等に関する監督及び検査要領第●条の規定により検査を行ったので、報告します。

1. 対象料金所                      道路                      料金所                      ~                      道路                      料金所
2. 検査対象期間                      年                      月分                      ~                      年                      月分
3. 受注者名
4. 検査結果                      明細は別添写しのとおり

検査実施者  
料金サービス課長                      印

(注) 本様式は、これを標準として、各支社毎の事情により契約責任者が定める。

(別記様式7号) 料金所検査用

料金收受業務履行状況調書

料金所名                      道路                      料金所  
検査日                      年      月      日  
検査対象期間              年      月分 ~      年      月分

1. 收受金額 ( x 月分)

|                |  |                              |  |
|----------------|--|------------------------------|--|
| 当月分預金額 (a)     |  | 回数券当月販売額 (d)                 |  |
| 前月收受金当月預金額 (b) |  | 過剰金等 (e)                     |  |
| 当月收受金翌月預金額 (c) |  | 当月收受額<br>$a - b + c + d - e$ |  |

( x + 1 月分)

|                |  |                              |  |
|----------------|--|------------------------------|--|
| 当月分預金額 (a)     |  | 回数券当月販売額 (d)                 |  |
| 前月收受金当月預金額 (b) |  | 過剰金等 (e)                     |  |
| 当月收受金翌月預金額 (c) |  | 当月收受額<br>$a - b + c + d - e$ |  |

( x + 2 月分)

|                |  |                              |  |
|----------------|--|------------------------------|--|
| 当月分預金額 (a)     |  | 回数券当月販売額 (d)                 |  |
| 前月收受金当月預金額 (b) |  | 過剰金等 (e)                     |  |
| 当月收受金翌月預金額 (c) |  | 当月收受額<br>$a - b + c + d - e$ |  |

2. 受注者が行う審査の状況 (受注者の実施した審査を抜取検査した際の結果を記入)

3. その他 (受注者の監査計画に沿って実施された内容を該当があれば記入)

(注) 本様式は、これを標準として、各支社毎の事情により契約責任者が定める。

(注) 四半期毎に報告するものとする。